

議案第43号

工事請負契約の変更について

令和4年3月17日議会の議決を経た「工事請負契約の締結（旧東郷中学校解体工事）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 旧東郷中学校解体工事
- 2 契約の金額
変更前 金 147,950,000円
変更後 金 169,921,400円
- 3 契約の相手方
鳥取県倉吉市鴨川町32番地1
旧東郷中学校解体工事
クラエー・アオキ特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社クラエー
代表取締役 西村 博文



建設工事請負変更仮契約書

1. 工 事 名 旧東郷中学校解体工事
2. 工 事 場 所 湯梨浜町大字久見110番地
3. 工 期 着 工 令和4年3月18日
完 成 令和5年3月17日
4. 元請負代金に対する増額 金21,971,400円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,997,400円)
「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増額に10/110を乗じて得た額である。
5. 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除
6. その他 (1) 別冊変更図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和4年3月17日締結した建設工事請負契約について上記のとおり建設工事請負変更仮契約を締結する。なお、この仮契約について甲が湯梨浜町議会において議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本契約が成立したものとみなす。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

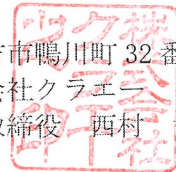
令和5年2月8日

発注者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
(甲) 湯梨浜町
氏 名 湯梨浜町長 宮脇 正道



請負者 旧東郷中学校解体工事
(乙) クラエー・アオキ特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所 鳥取県倉吉市鴨川町32番地1
商 号 株式会社クラエー
氏 名 代表取締役 西村 博文



構成員 住 所 鳥取県倉吉市関金町郡家721番地1
商 号 株式会社アオキ建設
氏 名 代表取締役 伊垢離 隆

